

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第40号

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例

瀬戸市河川管理条例（平成12年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 土地占用料（第5条関係）				別表第2 土地占用料（第5条関係）			
占用の種類		単位	占用料 (単位円)	占用の種類		単位	占用料 (単位円)
<省略>				<省略>			
柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>	柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,100</u>
	第2種電柱		<u>1,500</u>		第2種電柱		<u>1,600</u>
	第3種電柱		<u>2,000</u>		第3種電柱		<u>2,200</u>
	第1種電話柱		<u>850</u>		第1種電話柱		<u>940</u>
	第2種電話柱		<u>1,400</u>		第2種電話柱		<u>1,500</u>
	第3種電話柱		<u>1,900</u>		第3種電話柱		<u>2,100</u>
	その他の柱類		<u>85</u>		その他の柱類		<u>94</u>
	<省略>				<省略>		
<省略>				<省略>			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和5年4月1日以後に徴収する土地占用料に適用し、同日前に徴収する土地占用料については、なお従前の例による。